

2025 年 11 月 5 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

ローン規定（住宅ローン等）の改定について

当行は、ローン規定（以下「本規定」）第 33 条および民法が定める定型約款の変更の規定に基づき本規定を改定いたします。

記

1. 改定内容

■ 第 16 条（費用の負担）

変更前	変更後
第 16 条（費用の負担） 次の各項に掲げる費用は、借主が負担するものとし、返済日にかかわらずまた普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書によらず、返済用預金口座から引き落しのうえ、支払いにあてることに同意します。 ① 印紙代 ② （根）抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用 ③ 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用 ④ 公正証書作成に要した費用 ⑤ 催告書等支払督促に要した費用 ⑥ 送達費用等法的措置に要した費用 ⑦ その他借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用	第 16 条（費用の負担） 次の各項に掲げる費用は、借主が負担するものとし、返済日にかかわらず、また普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書によらず、返済用預金口座から引き落しのうえ、支払いにあてることに同意します。 ① 収入印紙代 ② <u>ローン契約に関連する銀行手数料、保証会社手数料および保証会社保証料</u> ③ <u>ローン契約の条件として返済する銀行の既存契約の元利金</u> ④ （根）<u>抵当権の設定費用、抹消費用または変更登記費用</u> ⑤ <u>担保物件の調査費用、取立費用または処分費用</u> ⑥ 公正証書作成に要した費用 ⑦ 催告書等支払督促に要した費用 ⑧ 送達費用等法的措置に要した費用 ⑨ その他、<u>借主または保証人が負担すべきローン契約に関連する費用、および借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用</u>

2. 効力発生日

2025 年 11 月 10 日（月）

※ 改定後の本規定全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

<ホームページ規定一覧> https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

以 上